

# 介護福祉士実務者研修受講資金 貸付のご案内

介護福祉士実務者養成施設に在学している方を対象に研修受講資金をお貸しし、  
介護福祉士の資格取得を応援します！（貸付金です。給付金ではありません。）



介護福祉士として**2年間**勤務で**全額返還免除！**

※介護福祉士の資格が取得できなかった等、返還免除要件を満たさなくなった場合、返還となります。

※2年間とは、在職期間が通算730日以上あり、かつ従事した日数が360日以上です。

無利子

貸付限度額 **20万円以内**  
(一括払い)

## 【貸付対象経費】

- 実務者研修の授業料
- 実習費
- 教材費等
- 参考図書
- 学用品
- 交通費
- 国家試験の受験手数料等



## ●貸付対象者●

介護福祉士実務者養成施設に**在学中**の方で、卒業後、

**直近の介護福祉士国家試験**を受験し、山口県内の介護施設等で

介護福祉士として介護等の業務に従事する意思のある方

※在学中とは、スクーリング最終日までをいいます。

※国家試験を受験できる資格のない方は申請できません。国家試験の受験資格については社会福祉振興・試験センターにてご確認ください。

【注意】職業訓練として実務者研修を受講の方、本協議会の同様な事業（福祉マンパワー人材養成事業等）を利用の方は貸付対象になりません。

## ※書類不備の場合は受理できません

※予算上限に達した場合または事業が終了した場合は、受付期間内でも申請をお断りする場合があります。

## ＜申請書提出・問合せ先＞

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

山口県福祉人材センター（介護福祉士実務者研修受講資金担当）

〒754-0041

山口市小郡令和1丁目1番1号 KDDI維新ホール3階

TEL:083-902-2355



山口県福祉人材センター

検索

## ■申請方法

(様式はホームページからダウンロードされるか問い合わせ先までご請求ください。)

下記の書類を養成施設在学中（スクーリング最終日まで）に提出してください【必着】

※全ての提出書類に不備がない状態を受理とします。

1. **介護福祉士実務者研修受講資金貸付申請書**（実施要綱別記第6号様式）

2. **誓約書**（実施要綱別記第1号様式）

※本人と連帯保証人が連署、押印（連帯保証人は実印とし、印鑑登録証明書（発行日から3ヶ月以内）を添付）し、収入印紙（200円）を貼り、割印を押印してください。

3. **実務者研修受講開始日と修了予定日が確認できる書類**（在学証明書、受講通知書、入学許可証等）

※受講開始日は、スクーリング開始日とは異なります。

※受講を修了されている方は申請できません。（修了予定日と実際の修了日が違う場合があります）

4. 従事している事業所の長の**推薦書**（実施要綱別記第7号様式）

5. **世帯全員の住民票**（発行日から3ヶ月以内）

6. **前年分の世帯全員の所得証明書（最新のもの）**（発行日から3ヶ月以内）

※前年分の所得証明書が発行できない場合は、前々年分の所得証明書

※ホームページに記入例を掲載していますので、ご参照のうえ、間違いのないようにご記入ください。



## ■資金交付までの流れ

1. 申請書類を受理後、1ヶ月程度で申請結果を書面で通知します。受理日によっては、1ヶ月以上かかる場合があります。

（注）申請書類に不備等がある場合は、受理できません。

2. 貸付決定通知とともに送付する口座振込申出書（実施要綱別記第11号様式）を提出後、3～4週間程度で借受人が指定する本人名義の口座に資金を振り込みます。

## ■連帯保証人

日本国内に住所を有する連帯保証人が必要です。連帯保証人は、貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとします。

## ■貸付金の返還免除

実務者養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士資格の取得・登録を行い、介護施設等で介護等の業務に従事し、かつ登録日と従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、引き続き2年間従事すれば、貸付金の全額が返還免除されます。介護等の業務とは「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」の別添2に定める職種です。

※提出すべき書類を提出しなかった場合、免除にならないことがあります。

## ■貸付金の返還

次の場合は、貸付決定が解除され、貸付金を返還していただくことになります。

（返還する期間は20ヶ月内です）

○修了せずに退学したとき

○受験しなかったとき

○合格しなかったとき

○研修修了日から1年以内に介護福祉士として登録せず、山口県内の介護施設等において介護等の業務に従事しなかったとき

○山口県内の介護施設等において介護等の業務に従事しなくなったとき

○死亡したとき、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき  
(業務従事中の死亡を除く)

○虚偽その他不正の方法により貸付を受けたことが明らかになったとき

○その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき



ご案内には概要を記載していますので、介護福祉士修学資金等貸与実施要綱等はホームページをご覧ください。